

に對して、幾らかでも進展する情勢があるのでしようか。あるいはこれは絶望的なものでしようか。大臣でなくして、ちょっとお氣の毒ですけれども、あなたが御存じの程度で伺わせていただきたいと思います。

○小泉政府委員 韓国人が、日本に生활をしたい、また戦争中疎開いたしました、子供が日本に在留しておられる両親のもとで生活をしたいと申して、その手段方法を選ばず日本に入つてくる。いろいろなことは、ただいま神近先生がおっしゃいましたように、人道的な問題といたしましては、夫婦と一緒に生活させ、親子と一緒に生活をさせたいということは、管理局の取り扱われる方々も常にその苦衷を訴えておられるのでござります。私ども最初、両親が日本にいて子供が日本に入つてくる、かわいそうじゃないかといふような考え方を持つておったのでございますが、いろいろと実態に触れて研究をして参りますと、人道的、人情的には非常に忍びないものがござりますけれども、それがあまりにも教が多い。最近においては、子供だけ三十人くらいの団体を連れて密航をして、大人だけは完全に逃げてしまっている、がんぜない子供だけがつかまつておる、というような事実もありまして、この取扱いには非常に係の者も苦慮いたしておりますようございます。神近先生がおっしゃいましたように、日本に住まいたい者を住まわせて、韓国に帰りました者は返す、こういうふうに参りますと事は最も簡単で、いろいろの難問題が漸次解決をするのであります。問題はそう簡単でなく、極端かもしませんけれども、六十万と推計をせられ

る朝鮮人のうち、日本から母国に帰たいという者は一人もいないといつも大した言い過ぎではない。一方向からは、入れれば、それこそ手段方選ばず、命がけでも密航をして、方法さえつけば怒濤のごとくどんどん入ってくる。そしてこちらから強制送還しようとしたしましても、韓国の政府がこれを容易に受け付けないといつも大した言い過ぎではない。一方向から大きな国と国との外交問題と申しますか、もう入国管理局だけでは手に負えない大きな外交問題となつてここに達たわつておるのは、私が申し上げるまでもなく、御理解をいただいておる思ひのあります。ですから、要するに、こちらは国際的ないわゆる紳士としての態度をもつて韓国に接しましておる。韓國の方は、紳士的でないとは由しませんが、御承知の通り李承晩ライアン、その他漁船の拿捕の問題、こちらから、密航した者を密航したという確証をあげて韓国に申し入れまして、その送還を容易に受け付けない、こちらは向うから出てきた者を受け入れっぱなし、不法入国であろうが何であるが、返すことができないで、大村牧容所にはますます人員がふえていく、それをみな国費で、国民の血税で養つてやらなければならぬのか、日本国民の血税の犠牲において、韓国人をますまらないかといふようなところまで、考え方によつては行く問題であると私は

は思うのであります。最近において姓
務大臣も申し上げました通り、何とか
この問題を根本的に解決しなければな
らないと思います。私が政務次官に就
任をいたしましてからも、一、二の有
力な韓国人の団体の長の方で、私に、
密入国者を送還するとかしないとかけ
問題ではなくて、六十万人という朝鮮
人が日本に在留して現存しているとい
うこの現実に立って、在留朝鮮人の問
題やこれから入ってくる人々の問題に
ついて、出入国管理令というようなこ
まかい規則を越えた根本的な対策を政
府は立てる必要があるではないかとい
うよくなごとで、非常に懇願すべき御意
見を言ってこられた人もござります。
近くは、私に、一つ法務省の政務次官
として、外務省、入管の当事者とわれわ
れ朝鮮人の団体の長といふ首脳部との
懇談の機会を作ってくれないかといふ
ような申し出まで最近ありまして、ど
ういうふうにそのことを進めよいかと
私は考えておるのでございますが、要
するに最後の決着は、日本と韓国との
外交関係を正常な軌道に乗せるといふ
ことがなければ、根本的な解決はでき
ないのでないかと思います。最近に
おきまする韓国人の強制送還等の事務
折衝の経過にかんがみますると、なかなか
正常化といふものは容易ではなく、
日本に対する韓国側の態度はますます

かわかりませんが、最近の情報によりますれば、今の金公使が、韓國のいわゆる代表部と申しますか、そういうふうのを場合によつては引き揚げるのではないかといふような憂うべき情報をうらみであります。私は最近耳にいたしておるのでございまして、何とかこれは、鳩山内閣の手によつて日本と韓国との間を外交的に大きく打開をしていただき、その線に乗つて入國管理局としての仕事をより以上合理化すると申しますか、今仰せられましたように、できるだけ人道的な取扱いができるよう軌道に乗ることを熱願いたしておる次第でございます。

ようなさきようしからばの外交方針、や
り方といふものは、もう世界的にはや
らない時代にきてる。帝国主義時代
の残滓をいつまでもわれわれが残して
おくのはいけない。個人でもそうですが
けれど、役所の考え方でも私は同じだ
と思うのです。ああいう取り消してよ
いことはあつさりと取り消して、そ
してできるだけ妥協の線で私は外交と
いうものはやるべきだと考えるので
す。それでそのことはあなたの御尽力
に御期待申し上げて、ぜひとも一つそ
の朝鮮人の団体とかかるべき日本の
方々との間で解決策を見出していただ
きたい。

ただいまの日赤を通しての日本人の向うに在留している者を返す問題についてましては、これも外務省の関係の仕事でございまして、外務省の方ではこれに対するいろいろの問い合わせをしておられますけれども、具体的なことは今の段階ではこちらの所管でございませんで、外務省の方でまずやつていただいて、その交渉が具体化したあと、私どもの方の仕事になって参るわけでございますから、その点についても十分御意見に沿いますように外務省と連絡を密にいたしまして善処していかなければならぬと考えておる次第でござります。

い人のいない韓国のこととは一応暫定的に国交の再開を待ついたしまして、も、少くとも三千人余りの学生とそれから技術者だけでも帰してもらいたい、ということは要望がきておるはずであります。北鮮から四十何人とかごく少數でございましたけれども、これは受け取らなければならぬはずであつて、それを受け取る場合に、自分たちの受け取ることだけ考えないで向うに返すということも同時的に考えることはできないかということでございます。これは国際的な問題ですから韓国の感情といふやうなことも考慮すべきではないまじょう。ですからども、どうしても韓国が話に乗らないと申しますか、ほとんど今日のように頑強にこれを否定しているとすれば、どういう方法か考えて、個人的に帰国を許すとかなんとかいうような方法で帰す方法はないかといふことを、私は非常に素朴でございますから、この問題はもつと素朴に考えていいと思うのです。国連憲章やあるいはその他のことを考えれば、国内的なごく一部の人たちが問題を押えておいて、そうしてそれを広く客観的に考える余裕を失つておるという状態は非常に困ると言えます。この間アジア平和会議を行つた人たちが北鮮に行つたが、向うでは学生や技術者——これは要望が行き届いていたかどうか思いりますけれども、とにかく受け入れる、いつでも帰つてきてもらいたい、学生はただで教育してやろうといふようなことがやはり新聞に出でおりましたけれども、そらねうことを考えれば、これはどちらも国交がないことでは同じですから、どちらを選ばうといふことの意図表示は要らな

い。ともかく人道的な問題からだけでも帰りたい人たちを送つてやるといふことは、こちらで受け取ると同時に考えていいのではないかと考えるのであります。その点はどういうふうにお感じになつていらっしゃるか、あるいは今後の努力をその方面にお向いいただけることができるかどうか、それも何か大きな障害があつてできないのか、それを承わりたいと思います。

○小泉政府委員 先ほど韓国人でこちらにある者で韓國の方へ帰りたいという者は一人もないと申しましたのは、一人もないといっていくらいにほんどない、こういう意味を申し上げたのであります。確實に全然一人もなないということでなくして、一人もないといつていくらいにほとんどが向うに帰りたがらないので、ということを申し上げたわけござりますから、この点は特に念のために申し添えておきます。

また北鮮の問題につきまして、技術者その他一部の者が帰りたいというごとである、そういう者はできるだけ本人の希望に沿うように帰してやり、また向うから入つてきたい者は入れてやるというようなお考え方は、私どももそういうふうにできることを最も望ましいこととして希望しているのでござります。ただ今も北鮮の一部の者が帰りたいということはまだ全然具体化しておりませんで、在日北鮮の団体の一部の人々がそういうことを最近希望的に言い出しておりますという程度でございまして、これがまだ北鮮の政府とこちらの方とも具体的には進展をしておらないのでござります。また向うの方、新聞等の情報では、帰つてくるな

れば受け入れるというような記憶いたしますが、これより具体的に日本の外務省と北鮮の正式関係との間に、日本から歸すものをば受け入れるといふよなところまで眞体が進んでおりませんので、こという点をもつと推進をして具体化していきたいと考えておるのでござりますが、これは御承知の通り、外務關係をもござりますので、十分慎重に取り扱つて貰へる、こういう關係でいかなければならぬと考えておるのでござります。要是ほど來申します通り、こちらから贈するのをば向うが受け取つて貰へる、こういう關係ができ上らないところにこの問題の難点がございまして、まさか荷物か何かある持より、勝手に向うに打ちぎわに置くべきよなことが文字通り確實な點がございまして、まさか荷物か何かあるたまに勝手に向うの波打ちぎわに置くべきよなことはとうていできないのであります。やはり向うとすつかり話がつきましてこちらから帰す、向うはちゃんとそれを受け入れるといふよなことが文字通り確實なことは当然そらあるべきことである。当該がまとまらなければ行動に出られないと、いふことを教願をいたしてます。今神近先生が仰せられますることは、局としてもぜひそういうふうにあらしめたいということを教願をいたしておつて、具体的にそらあらしめるべくして双方の間の關係を今後とも十分熱意を持って推進をいたしたいと考えます。

前の朝鮮との問題を今処理するといふことが、一つの人的な義務であると私は感じます。それでなるべく親切なるべく早く解決の緒につくようになると、私は得られないで、ともすると抑留所にはおり込まれるといふような不安な状態にある今、次官がおっしゃつたように、もし北鮮からでも話かけがて待遇は得られないで、ともすると抑留所にはおり込まれるといふような不

が顧えると思うのであります。が、今後北鮮の人々をば、希望者を日本から帰す、また在留している北鮮からの日本人の帰る者を受け入れる、こういう問題もいざ眞具体的に交渉が進み、進展をするというようなことがありといたしまするならば、また韓國との問題といふものが非常な難点になつてくるのではないかかということをひそかに憂慮をいたしているのであります。いろいろなそういう難点を克服できますれば、できるだけそういう事態をすみやかに到来せしめたいということをば希望をいたしている次第でござります。

○神近委員 「もつともと申し上げたまのでございますけれども、それでは何も問題の解決を企図されていいるということは言えないのじやないかと思うのです。私が考えていただきたいということは、これは国民の問題として、政治形體の相違の問題ではない。南鮮といひ、北鮮といひ、人種は同じであつて、朝鮮人といふ名前におきましては同じ國民であります。それでもかく南鮮とあまりうまくこちらの希望通りには何一つのことも進展していられないわけでしよう。そうすればその間朝鮮の人たちが宿ぶらりんになつていて、本人大も非常な苦しみを受け、われわれ日本人もそのため多大の負担をさせられて、心理的にも經濟的にも、また行政的にも非常なるめんどうをこころわづっている。そこへ何とかもつとそぞういうふうなことにならわれないで、即決的に民族同士の問題として解決することをお考えにならないかと私は伺つてゐる。大体あなたが韓國との關係や、それから北鮮との離反の状態を御考

處になつてゐるといふことはわからず、それどころか私どもの民族の過去の問題を、私どもが今処理しなければならない立場にある。そしてその処理には何が必要かといえば、人間的な感情的な、こういふ国と國のささいたる——ということは言えませんが、あまりに多くそれに縛られないで、ちょっとと氣を大きくして、人間的な感覚から早くこれを何とか解決して、どんな困難をも突破してやつてみると、う考えはないかということを伺いたいのでござります。

○小泉政府委員 これは、全く根本的には人道上の問題でございまして、外交關係その他にわざわざされずに、そのことはそのこと 자체だけで勇敢に解決したらいじやないかといふお気持はよくわかるのでございます。もちろんそれで解決がつくことでございますれば問題はそう難儀でもないと思ひます。外交關係にとらわれるといふやうなことではなくて、そのこと 자체を解決する上において、外交問題がまずスマーズにいかなければ、勇気を持つてこれを断行しようとしても、実際上この事柄が完全に行えないのではないかと、いふよくなことも当然予想されるのでござります。たとえば韓國からどういふ文句を言つてこようが、人道上の問題として、日本と北鮮だけの間でこれを勇敢に突破して片づけるとかりにいたしましても、韓國がいろいろな抗議を申し込んでくる、あるいは武力に訴えてそのことの運びを妨害をするといふようなことが予想せられるとき、に、ただこれを、外交上そういう外国の問題は問題にしないで、このこと自体の解決のためにこれを強行するとい

○小泉政府委員 それは神近先生の
くらか誤解ではないかと思うのでござ
りますが、私の気持にはそういう考え
全然ございません。あくまで最初申
上げました通りに具体的な交渉が進
んで、これが円滑に、スマーズにいく
のであるならば、できるだけそういう
事態に持っていくたい、そういうことを
を推進したいと願っているのである。
いうことに何ら變りがないのでござ
ます。あとから韓国との問題が出来まし
たので言及をいたしましたが、これも
はり具体的にこれが完全に支障なく
えるという環境の中に韓国の問題もあ
るのでござります。そういう事態がな
いと見通しがつくなれば、もちろんそ
れに政府は反対をするのでもないし、
むしろ推進を希望するのであるといふ
私が申し上げましたことは少しも変へ
ないと思うのでございます。韓国の問題
も、韓國からの故障があつたらやめ
といふのではなくて、そういう韓国方面で
からの故障もあり得るであろうといふ
ようなことも例に引きまして、具体的
に事を進めていくには非常にむずか
しい難点がある、また慎重に研究をして
いかなければならぬ問題であると申
し上げまして、もちろんこの韓国との問
題等も具体的に事を進めていく上の解
決をすべき一つの問題ではないかとい
うことを言及したにすぎないのでござ
ります。韓國から故障でもあるからこれ
はやらないのであるとかといふようだ
ことではないのでございまして、そな
いふことも十分打開する努力をしなが
ら、具体的にこれが行えるという見通
しがつき、そういう時期に到達したな

らば政府は決して反対をするのではありません。むしろ推進を願っているのだといふことを申し上げたのでありますから、この辺のところを、私の言葉の足らぬない点があるかもしませんけれども、御理解をいただきたいと思います。

○神近委員 大体これだけのことと要約してみますと、当分どうにもならないという結論に来て、私は思われます。持つて回った言い方をお互いにいたしましたけれども、現状打破はちょっとなかなかできないだらう。花村大臣の在野当時の御意思を一つ思い出していただいて、そしてどこかに打開策はないかということと、これから次官が中心になつて考案なさる、その考案において、今の親切な意図、お心を持ち続けて、国際的に見回して、どこかにこれを可能にする気はないかといふよう御研究を願いたいということを申し上げまして、あなた方に対する御質問を終ることにいたします。

それから内田局長にちょっとお伺いいたしたいと思います。大村の抑留所の中に内規といふものがあるそうでござりますけれども、それはどういうような要項の内規でございましょうか。

○内田政府委員 お説のように一応の内部の秩序を維持いたしますための規則がございます。ただいま手元に持っておりますので、後日資料として提出いたします。

○神近委員 その中に検閲制度もあるわけですか。

○内田政府委員 あそこの収容所内の警備のための検閲ということはござります。

外に通報するというようなことに検閲制度があるということは想像されますけれど、普通の書信に検閲があるということは、私どもは非常におかしなことに考へるのです。たとえば私どもに出手紙に検閲がしてあつたというこことなれば、中の模様を外に知られたくないというような意図によるのじやないかといふように、私たちはひがんで考へるわけなんです。一体特に国会議員に対する手紙や何かにその検閲がしてあるといふのは、一体どういうことなんですか。

○内田政府委員 特に国會議員に対しでどうこうといふることは、全然われわれは頭に置いてないのです

が、出入国管理令の第六十一条の七という条文がございます。その条文の第

五項に「入国者取扱所長又は入国管理事務所長は、入国者取扱所又は取扱所長が、出入国管理令の第六十一条の七と被取扱者の発送する通信を検閲し、及びその発送を禁止し、又は制限するこ

とができる。」こういう規定がございまして、これに基いてやつておるわけ

○神近委員 私が今問題にしておりま

すのは、広島で起りました爆発物取締罰則違反の三人の勾留理由開示の日

に、たまたまそこに傍聴を行つていたためにつかまつて刑を受けた人がいる

のです。その人が一年の入獄中に滞在手帳の更新をやつておなかつたため

に、滞在期間が切れて大村に入れられてしまつたという事実があるので

そういう監獄にいる間に滞在期間が切れただよなときには、特別に手

續をやるというよなことはしてやら

ないのですか。そして滞在期間が切れ

たままで監獄に入れておくということは、一体できることなんでしょうか。

○内田政府委員 ただいまのケースはよく具体的に調べてから詳細にお答え

から申しまして、刑務所に行つて刑務所に登録切りかえが行われなかつたといたしたいと存じます。少くとも私どもが実際取り扱つておりますやり方

間にも登録切りかえが行はれなかつたといふことを理由にして退去させるといふようなことは、絶対にやつておりますません。のみならず刑務所には十分に通

知をいたしております。刑務所にお

ります人は、何かの手落ちがございません限り、登録の切りかえはできておりま

るはずなんございます。しかし万一行われていないといたしましても、そ

れのみの理由で退去させるといふよう

なことは絶対にやつております。ですからたゞいまの事例もよく調べてみ

ますが、それが理由であるといふこと

はちよつと考へられないところでござ

ります。

○神近委員 その出入国管理令二十四

条に、この場合がかかるところによる

と、私もちよつと今ここにございませんけれども、けさ見たところによると、滞在の期限切れといふような項目

も入つてたと思うのですが、大体どの

条項に当たるのか、それを一つよ

く教えていただきたいと思います。

○内田政府委員 ただいま申し上げま

すのは、現実にどれだけを釈放したかと

金五千円といふのも、先般法務省令を改正いたしまして千円に引き下げてござります。なるべくそういうことをた

だ貧困であるといふためにできない方

をなくしたいといふに考えておりま

す。現実にどれだけを釈放したかと

金五千円といふますが、これは六月六

日付でござりますけれども、実はこれ

はいろいろの話し合ひの関係もござい

ますが、ともかく二百三十二名を釈

放いたしました。

○神近委員 それで韓国から最近三十

名ほどの子供たちが入つてきました。おと

なは三十何人逃げてしまつた。私たち

から見ますとおとなこそ抑留して、送還されてもしかたがないのですけ

れども、親をたより、兄弟をたより

して來た子供たち——自分たちがおと

なをつかまえることができないものだ

から無力な子供たちだけつかまえて、

うな切実願いを持つておるというよ

うな切実願いを持つておるといふよ

と、人道的あるいは人情との問題をないものでございます。ただその際に、これは今のは原則とからむ問題でござりますが、われわれといったしましては、現行犯でつかまつた者はやはり原則として帰すということにはいたしておるわけでもござります。これも国際慣行が第一の理由でございますが、そのほか実質的に申しましても、現行犯でつかまつた者をさらに区別いたしまして、その中で許可する者をそり分けるといふことはなかなか困難でござりますし、またそれをやりますことによりまして、かえってわれわれのやつておることは、公正でないのではないか、何か特殊の連絡があるとか運動したとかいうことによつて、左右されておるのではない、こういふ印象を与えますことは、はなはだわれわれとして心苦しいことでござりますのみならず、対外的信用の観点からいたしましても、おもしろくないことだと思つておるわけでございます。

それからもう一つ、少し話が飛びますのですが、密入国というものは御承知のように、非常にボテンシャルな危険性をはらんでおる問題でござりますので、密入国の阻止ということは、遭難ながら今まで不十分でござりますが、この上とも努力しなければならないことがあります。また警察も警察で陸に上った直後等につきましては、いろいろ報奨金な

どを出したながら現行犯をつかまえるのに苦労しておられる。そういう状態におきまして、中央の法務省に問題を持つてくるとどんどん許可されてしまつて、いろいろ苦労をせられておる方々の努力を全く無にしてしまうということになり、ひいてはこういう対外的な問題が非常にルーズになつて、おそれがあるわけござります。

も子供も一緒ににつかまつておるのであります。ある一つの例は、まさに牛ほど次官からもおつしやいましてたよるに、おとなたちは逃げてしまつて子供だけ三十人ほど残されておのがつかまつたというような事態が起つたわけあります。これは人道的に考えますと、御説のようにいろいろ氣の毒なことがあらうかと思つておりますが、いかし、ただいま申しましたよるな、こういう入国管理をいたします基本的な建前から申しまして、現行犯でつかまつた者についてそう寛大な処置はとり得ないのではないかとわれわれとしては考えておる次第でござります。

○神近委員 非常に公正を期してやつていらっしゃるということはよくわかっております。けれども子供とおとなに公正を期するということは、やはり一つの悪公正じやないかといふふうに考えます。子供は交渉をすることができないけれども犯罪を起すという危険もないといふふうに考えて、子供だけは別に御考慮いためてよいのじやないかといふことが一つ。

それから、もし今これらの子供たちをまた大村の抑留所に入れてしまつたり、そつとして事情によつては保証金として千円以上の金を納めて、十分保証のできる人が外におれば、これは預けてもよい、これをお出しになつていいことになつた場合、その子供たちに引受人があるとして保証金を積むことができれば、韓國にいつ引き揚げられるかわからぬその暫定的の間だけでも、これを許しておくといふことができるものでしようか、それを一つ承ります。

○内田政府委員 それは全くごめんなさい。
もなお考へでありますて、実は私どもつ
といたしましても、収容そのものは何
ら目的ではないのであります。退去さ
せるときまつた人が退去できるたま
の、それを確保するための手段にすぎ
ないと私も考えております。ただ実際
問題を申し上げますと、これは過去の
われわれの体験でございますが、一度
假放免いたしまして親元に帰るといふ
ような事態が生じますと、これは人種
として当然のことだと思うのであります
が、ますますこれを退去させるとい
うことが困難になるのでござります。
いろいろかたい誓約などをとりまして
も、やはり親の身になつてみれば、今
さら子供をまた大村まで送るといふよ
うなことは承知しない。そうします
と、われわれの方で非常にわざかしか
そういう人員がいないにもかかわらず、
場合によつては再び収容におるや
いたりするのでありますが、その場合
にも、泣き叫ぶ子供を無理やりに親の
手元から奪い取るということは、今度
はそのこと自体が人道的に非常にいや
なことでございまして、結局假放免を許
いたします結果、實際上その在留を許
可してしまわなければならぬというよ
うな事態が間々起るわけであります。
そこで現在のところ、できる限りそう
いうより以上の、少くとも表面上非人
道的に見えるような行為をやらないで
進ましいいと考えて、実は原則として
収容を統けておるのでございますが、
しかし神近委員の御指摘にもございま
す通り、今後の送還の見通し等が非常
に暗いものであつて、あまりそういう
取容施設に見通しもなくとめておくと
いうことが不當であると考えられるよ

うな場合には、やむを得ずわれわれもさうしておらぬと考えます。

○神近委員 おとなの場合と違いますて子供の場合でしたら親としても泣く子供を離すことが非常に残酷に感じることはあるけれども、親としましては一年半で一年の教育ができる、あるいはへん後韓国等の問題が何年かかつて解決するか、三年かかれれば三年間教育ができる、あるいは今十三歳の子供であれば十六、十七と、その期間だけは教育のためやることができますと、そして韓国と日本との国交が再開すればそのときには当然また一緒になることができるということを考えますと、せめて教育のためでも親元へ預けて下さるということは当然考えていいことじやないかと、うことはよくわかります。局長の御意見はよくわかりますけれども、人道的な気持のほかに、われわれ日本人が朝鮮の人たちに負う義務を分担しているんだといふ考え方からも、一つ寛免をお扱いを希望いたしまして私の質問を終ることにいたします。

○世耕委員長 志賀義雄君。

○志賀(義)委員 たゞいまの神近委員の質問に関連しまして、今度の出入国管理令の一部を改正する法律案の仮放免の際に、保証書をもつて保証金にかかることができるということになつておりますが、この仮放免の者を収容する保護団体、これは東京では一例をあ

